

## 随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和6年能登半島地震による被災地支援に関する物資輸送
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 中部地方整備局 副局長 西尾 保之 愛知県名古屋市中区丸の内2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル
契約締結日	令和6年2月19日
契約の相手方の氏名及び住所	五洋建設株式会社 名古屋支店 名古屋市中区栄一丁目2番7号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥6,138,000
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥8,140,000
随意契約によることとした理由	<p>令和6年1月1日に発生した石川県能登地方を中心とする地震により、広範囲にわたり甚大な被害が生じるとともに、停電や断水、陸上交通網の寸断によって多くの自治体で物資の不足が生じ、緊急的な支援が必要となった。</p> <p>本災害を受け、内閣府に設置された令和6年能登半島地震非常災害対策本部会議(第1回)(令和6年1月2日開催)において、プッシュ型の被災者支援により、避難所の生活環境・衛生環境整備や避難者の生活必需品の確保に努めるという災害応急対策等に関する実施方針が決定された。本方針に基づき、中部地方整備局では被災地への物資支援の緊急対応を開始した。</p> <p>本業務は、以上の状況を踏まえ、平成28年3月29日付けで一般社団法人日本埋立浚渫協会他と締結した「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書」に基づき、被災地への物資支援を緊急的に実施するものである。</p> <p>緊急性を要することから通常の競争に付すことができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号の規定に基づき契約するものである。</p> <p>なお、契約の相手方となる受注者は、一般社団法人日本埋立浚渫協会中部支部の会員であり、同支部長が「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括協定書」に基づき選定し、当局において当該事業者が緊急対応可能な者として適正であると判断し、契約の相手方としたものである。</p>
備考	